

平成24年第1回定例会 教育警察常任委員会

	ページ
I 議案補充説明	
議案第48号 「公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案」	1
議案第49号 「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」	2
議案第50号 「三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案」	3
議案第51号 「三重県立図書館協議会条例及び三重県立美術館条例の一部を改正する条例案」	4
II 所管事項説明	
1 「『みえ県民カビジョン・行動計画（仮称）（最終案）』に関する意見」への回答 （教育委員会関係）	5
2 みえ県民カビジョン・行動計画（案）について（教育委員会関係）	6
3 「学校防災取組状況調査」結果の概要について	25
4 学力の定着・向上について	31
5 高校生・特別支援学校高等部生の就職対策について	33
6 「第7次三重県スポーツ振興計画」の推進について	35
7 「第22回世界少年野球大会三重・奈良・和歌山大会」の開催について	37
8 中学校における武道の必修化について	40
9 審議会等の審議状況	42

平成24年3月8日
教育委員会

議案第48号

「公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案」について

1 改正理由

平成24年度における公立学校の児童生徒数の増減による教職員定数の変動等に伴い、公立学校職員の定数の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 平成24年度の児童生徒数

平成23年度に比べ、全体で約2,480人の減となる見込みです。

小学校：約1,890人減 中学校：約450人減

高等学校：200人減 特別支援学校：約60人増

(2) 国で定める定数（法定数）

学校の統廃合、児童生徒数の増減及び研修等定数の増減等により、全体で16人の減となります。

小学校：47人減 中学校：10人減

高等学校：14人減 特別支援学校：55人増

(3) 県単定数

小中学校においては、少人数教育の定数52人（小学校40人、中学校12人）を継続して配置します。また、学校統廃合加配については、小学校で2人減、中学校で2人増となり、小中学校全体では平成23年度と同数となります。

県立学校では、現業職員の定数整理等により、全体で14人の減となります。

小学校：2人減 中学校：2人増

高等学校：13人減 特別支援学校：1人減

以上のことから、平成24年度の三重県の教職員定数は、下表のとおり平成23年度に比べ、30人の減少で、合計で15,915人となります。

〔教職員定数（条例定数）の内訳〕

	平成24年度			平成23年度			増減		
	法定数	県単定数	条例定数	法定数	県単定数	条例定数	法定数	県単定数	条例定数
小学校	7,063	74	7,137	7,110	76	7,186	△47	△2	△49
中学校	3,881	69	3,950	3,891	67	3,958	△10	+2	△8
高等学校	3,538	140	3,678	3,552	153	3,705	△14	△13	△27
特別支援学校	1,095	55	1,150	1,040	56	1,096	+55	△1	+54
合計	15,577	338	15,915	15,593	352	15,945	△16	△14	△30

3 施行期日

平成24年4月1日

議案第49号

「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」について

1 改正理由

公立学校職員の週休日の確保等の観点から、週休日に勤務日の半日に相当する勤務時間の割振り変更が2回される場合に、これら2回の勤務時間の割振り変更をもって1日の週休日とすることができるようにするため、規定を整備するものです。

2 改正内容

現在、週休日に4時間の勤務時間の割振り変更が2回された場合、1日の勤務時間が7時間45分であることから、これら2回の勤務時間の割振り変更をもって1日に振り替えることができません。

このため、週休日に割振り変更を行う勤務時間について「4時間」を「勤務日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として規則で定める勤務時間」に改め、2回の勤務時間の割振り変更をもって1日に振り替える場合のみ、4時間のほかに3時間45分の割振り変更を行えるようにするものです。

3 施行期日

平成24年4月1日

【参考】

例：日曜日に4時間、土曜日に3時間45分勤務を割振った場合

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
4時間			3時間 45分			3時間 45分
	7時間 45分	7時間 45分	4時間	7時間 45分	7時間 45分	
週休日			勤務日			週休日
勤務日	勤務日	勤務日	週休日	勤務日	勤務日	勤務日

注：図中の矢印は、日曜日の4時間勤務が水曜日の4時間勤務に振り替えられ、土曜日の3時間45分勤務が水曜日の3時間45分勤務に振り替えられることを示しています。

議案第50号

「三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案」について

1 改正理由

県立高等学校の配置及び規模の適正化を図るため、三重県立宮川高等学校を廃止します。

2 改正内容

三重県立宮川高等学校に係る規定を削除します。

3 施行期日

平成24年4月1日

【参考】

1. 宮川高校にかかる年次移行の状況

	1 学年	2 学年	3 学年	備 考
平成22年度	—	○	○	募集停止
平成23年度	—	—	○	
平成24年度	—	—	—	

2. 宮川高校の学校敷地の取得に係る経緯

学校敷地35,647㎡のうち、5,280㎡は、北畠神社から大台町を經由して寄付を受け、昭和35年に所有権を取得しています。

なお、寄付の際、大台町から用途廃止後は同町へ返還するよう要請があったため、用途廃止時には同町と協議する旨、教育長名で回答している経緯があることから、このことを含めて総務部管財室と協議を行います。

議案第51号

「三重県立図書館協議会条例及び三重県立美術館条例の一部を改正する条例案」について

1 改正の理由

図書館法及び博物館法の一部改正に鑑み、関係条例の規定を整理します。

2 改正内容

地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、平成23年8月30日に、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布されました。

この法律により、図書館法及び博物館法の一部が改正され、これまで法律で定められていた図書館協議会及び博物館協議会の委員の委嘱・任命の基準が削除されるとともに、任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌して、地方公共団体の条例で定めることとされました。

このことにより、三重県立図書館協議会条例及び三重県立美術館条例を改正し、省令で定める任命の基準を掲げることとしたものです。

なお、いずれの協議会にも公募委員が含まれていることから、該当する基準を明確にするために、省令で定める基準の他に「教育委員会が必要と認める者」を掲げることとしました。

3 施行期日

平成24年4月1日から施行します。

図書館法施行規則

第12条 法第16条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

博物館法施行規則

第18条 法第22条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

1 「『みえ県民カビジョン・行動計画(仮称)(最終案)』に関する意見」への回答(教育委員会関係)

教育警察常任委員会

整理番号	施策名等	主担当部局名	委員会意見	回答
施策224	学校における防災教育・防災対策の推進	教育委員会	子どもたちの災害対応能力を高めるため、防災ノートや啓発用DVD等の教材が有効活用されるよう、目標の設定や活用事例の紹介などの検討に取り組んでいただきたい。	学校における防災教育の一層の充実には、県教育委員会等が作成した防災教材等が学校で有効に活用されることが重要であると考えます。そのため、防災ノート等を活用して防災教育を実施する学校の割合を目標項目として設定するとともに、研修会等において活用事例を紹介するなど情報共有を進め、各学校における有効活用が十分図られるよう取り組んでまいります。

施策221 学力の向上

主担当部局：教育委員会

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体による教育への取組が進む中で、子どもたちに自ら課題を解決する力、他者と共に学び高め合う力が育まれています。

現状と課題

- 子どもたちの学力低下が課題となっており、基礎的・基本的な知識・技能の定着を図るとともに、その知識・技能を生かす力を育み、学習意欲を高めることが求められています。
- 雇用の多様化・流動化が進む中、子どもたちが社会人・職業人として自立するために必要な能力や態度を身につける必要があります。
- 多くの経験豊かな教職員の退職が見込まれるとともに、職場の中で互いの力を磨こうとする「育てる文化」が薄れつつあり、教職員全体の資質向上が重要な課題となっています。
- 子どもたちのいじめや暴力行為等が依然としてみられることから、専門家の活用や関係機関等との連携を一層図る必要があります。

変革の視点

子どもたちの学力低下が課題となっている中、学習意欲の向上と学習習慣の確立を図り、主体的に社会に参画する力を身につける必要があります。このため、子どもたちの学力や学習・生活の状況を客観的に把握し、学校・家庭・地域が連携しながら、子どもたちの主体的な学びの向上に向けた取組を県民総参加で進めます。

取組方向

- 各市町教育委員会と連携して全ての公立小中学校で全国学力・学習状況調査の実施・活用を促進し、教育指導の改善を継続的に行うとともに、きめ細かく行き届いた少人数教育を推進するなど、子どもたちの学力の定着・向上を図ります。さらに、学力や学習状況に関する情報を家庭、地域と共有し、子どもたちの学習意欲を引き出す環境づくりを進めます。県立高等学校では学力の定着・向上を図るとともに、各学校の特色や専門性を生かした、より高度で発展的な教育の充実に取り組みます。
- 子どもたちが社会人・職業人として自立するために必要な能力や態度を身につけられるよう、各公立学校がキャリア教育の拡充に取り組みます。
- 教職員の授業力を高めるために、授業の改善を重視し、教職員一人ひとりに応じた研修を充実するとともに、学校では授業研究を中心とした校内研修体制の確立に取り組みます。
- いじめ、暴力行為等の問題行動に対して、専門家の活用や各関係機関との連携・協力を進め、安心して学べる学級・学校づくりを推進します。
- 私立学校において教育環境の維持が図られ、個性豊かで多様な教育が一層拡充されるよう努めます。

平成27年度末での到達目標

学校・家庭・地域が一体となり、子どもたちの学力向上を図ることで一人ひとりが主体的に学習に取り組み、社会人・職業人として自立するために必要な能力や態度・知識を身につけるとともに、安心して学習できる環境の中で、充実した学校生活をおくっています。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
学校に満足している子どもたちの割合	78.7%	85.0%	県内の公立小学校5年生、中学校2年生、高等学校2年生の子どもたちを対象とする「学校生活についてのアンケート（授業内容の理解、相談や質問ができる雰囲気、学校生活の安心感、目的意識の有無の4項目）」の平均値から算出した、学校に満足している割合

主な取組内容（基本事業）

- 22101 子どもたちの学力の定着と向上（担当：教育委員会）
 全国学力・学習状況調査の実施・活用を促進し、授業方法等の工夫改善を継続的に進めるとともに、家庭・地域と連携して子どもたちの学ぶ意欲を高め、学力の定着と向上を図ります。
- 22102 社会に参画する力の育成（担当：教育委員会）
 キャリア教育・職業教育等を推進し、生徒が自立して主体的に社会に参画する力を育成します。
- 22103 教職員の資質の向上（担当：教育委員会）
 教職員の授業力向上に向けた研修を実施し、実践的な指導力を高める取組を進めます。
- 22104 学びを支える環境づくりの推進（担当：教育委員会）
 子どもたちの規範意識や社会性を育む取組を充実するとともに、教育相談体制の充実を図るなど、安心して学べる環境づくりを進めます。
- 22105 私学教育の振興（担当：環境生活部）
 経常的経費等への補助などにより、特色ある学校づくりおよび健全な学校経営を支援します。

県の活動指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
授業内容を理解している子どもたちの割合	81.2%	85.0%	県内の公立小学校5年生、中学校2年生、高等学校2年生で学校の授業内容が「よくわかる」「だいたいわかる」と回答した子どもたちの割合
新規高等学校卒業者が、就職した県内企業に、1年後定着している割合	84.4% (22年度)	92.0% (26年度)	高等学校卒業者が、就職した県内企業に1年後就業している割合（100－県内企業に就職した高等学校卒業者の1年後の進路不適應による離職率）
研修内容を「自らの実践に活用できる」とする教職員の割合	85.0% (22年度)	100%	教育委員会研修担当が主催・支援する実践的な研修のアンケートにおいて、「研修内容を自らの実践に活用できる」と回答した教職員の割合
1,000人あたりの暴力行為発生件数	3.5件 (22年度)	3.0件以下	「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）における本県の公立小中高等学校での暴力行為の児童生徒1,000人あたりの発生件数
特色化教育実施事例数	80件 (22年度)	100件	私立中学校・高等学校における特色化教育の実施事例数

施策222 地域に開かれた学校づくり

主担当部局 教育委員会

県民の皆さんとめざす姿

子どもたちの学びと育ちを支えるため、家庭や地域と連携した開かれた学校づくりが進み、学校・家庭・地域が一体となって教育に取り組む社会が形成されています。

現状と課題

- 少子化・高齢化をはじめ、国際化や情報化など、急速に進む社会構造の変化に適応していくためには、学校の組織力を強化し、教育活動の質を高めていくことが必要です。
- 人びとの価値観が多様化し、学校に求められている役割や期待が変化してきている中、学校が地域の活力向上の核としての役割を担っていくため、家庭や地域との連携を深めていくことが求められています。
- 学校教育の充実に向け、地域の教育力の活用が求められる中、地域住民等とのパートナーシップを強化し、その知識や技能を積極的に取り入れるための体制づくりを進める必要があります。
- 子どもたちが、郷土の未来と国際社会における自己の生き方を考え、これからの社会をたくましく生き抜くために、郷土愛や郷土への誇りを育むことが求められています。

変革の視点

社会全体で子どもたちを育てるという視点を重視し、学校・家庭・地域が一体となって課題を共有した上で、保護者や住民等による学校運営や教育活動への積極的な参画を進めます。

取組方向

- 地域とともにある学校づくりの基盤として、学校経営品質向上活動の充実を図り、学校の組織力を高めます。
- コミュニティ・スクールや学校関係者評価の導入を図り、保護者や住民等の学校運営や教育活動への参画を促進し、地域との結びつきを深めます。
- 地域住民等の知識や技能を活用した学習支援等、地域による学校支援の体制づくりを促進します。
- 三重の良さを実感できる教材や文化財等の地域資源を活用した郷土教育を、学校と地域が連携して推進することにより、子どもたちの郷土を愛する心を育むとともに、誇りと自信を持って三重の良さを発信できる人づくりを進めます。

平成27年度未での到達目標

それぞれの地域において、開かれた学校づくりの取組が進められ、家庭や地域と連携した学校運営や教育活動が展開されています。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
学校関係者評価やコミュニティ・スクールなどに取り組んでいる学校の割合	78.1% (22年度)	100%	学校関係者評価やコミュニティ・スクールなど、保護者や住民等が学校運営や教育活動へ参画する仕組みを取り入れている学校の割合

主な取組内容（基本事業）

- 22201 地域とともにある学校づくりの推進**（主担当：教育委員会）
 公立学校において、学校経営品質向上活動を基盤とし、コミュニティ・スクールや学校関係者評価をとおして特色ある開かれた学校づくりを進めます。
- 22202 地域で支える教育活動の推進**（主担当：教育委員会）
 地域住民等による学習等の支援や、教材「三重の文化」、郷土の文化財等を活用した郷土教育を、学校と地域が連携して進めます。

県の活動指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
学校関係者評価により学校運営や教育活動への保護者や住民等の参画を進めている県立学校の割合	—	100%	学校関係者評価委員会の評価結果をもとに、学校運営や教育活動への保護者や地域住民等の参画を進めている県立学校の割合
教材「三重の文化」を活用した中学校の割合	—	100%	子どもたちが郷土三重について主体的に学習を進めるための教材「三重の文化」を授業等で活用している公立中学校の割合

施策 223 特別支援教育の充実

主担当部局 教育委員会

県民の皆さんとめざす姿

障がいに対する理解が進み、子どもたちが、障がいの有無に関わらず、互いに尊重し合う感性を、幼少時から育むことができる教育環境が形成されています。

現状と課題

- 障がいのある子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた、就学前から卒業までの一貫した途切れのない支援体制の整備が求められています。
- 小中学校および高等学校において、発達障がいのある子どもたちが増加し、より専門的な支援が求められています。特に、高等学校における特別支援教育に係る校内体制づくりの充実が喫緊の課題となっています。
- 就労を希望する生徒の障がい特性と実習受入先の職種とのマッチングが十分でない等の課題があり、キャリア教育の一層の充実が求められています。
- 特別な支援を必要とする子どもたちの増加、障がいの多様化、重度・重複化の傾向にあり、特別支援学校の施設の狭あい化、スクールバスの過密化と長時間乗車等が課題となっています。

変革の視点

子どもたちの発達段階や生活年齢に応じて、交流および共同学習、職場体験実習等の社会との結びつきを重視した体験学習を進めることで、自立と社会参加に結びつく力を育みます。
また、ライフステージに応じて関係機関と連携し、地域や保護者と協力することで、途切れのない一貫した支援を進めます。

取組方向

- 就学前から卒業までの一貫した支援体制づくりを推進するために、医療・保健・福祉・労働等関係機関との積極的な連携のもと、特別な支援を必要とする子どもたちに係る情報の円滑な引継ぎを進め、効果的な支援ができる学校体制づくりに取り組みます。
- 就労・自立など卒業後の充実した社会生活に向けて、子どもたちの特性を生かした特色ある特別支援学校の教育課程の編成を進め、学校全体で取り組む組織的・系統的なキャリア教育を推進します。
- 「県立特別支援学校整備第二次実施計画」に基づき、特別支援学校の整備を着実に推進します。

平成 27 年度末での到達目標

障がいのある子どもたちの教育的ニーズを的確に把握し、早期からの一貫した指導と支援の充実を図ることで、子どもたちが安心して学習できる環境の中で、自立と社会参加に向けて必要な力を育てています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
県立特別支援学校高等部卒業生の進学および就労率	25.4% (22年度)	30.0%	県立特別支援学校高等部卒業生に占める進学および一般企業就労者の割合

主な取組内容（基本事業）

22301 特別支援教育の推進（主担当：教育委員会）
 円滑に支援情報の引継ぎを行うため、「パーソナルカルテ[※]」の作成を進めるとともに、特別支援学校のセンター的機能や外部の専門家等を積極的に活用し、相談・支援体制を充実します。

22302 就労の実現（主担当：教育委員会）
 職種と本人の適性のマッチングの促進、職業に関するコース制の導入等により、就労を希望する生徒の就労を実現する取組を積極的に進めます。

22303 学習環境の整備（主担当：教育委員会）
 特別支援学校の子どもたちの受け入れに必要な施設設備等の整備を進め、障がいのある子どもたちが、安心して学校生活がおくれる環境づくりを進めます。

県の活動指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
個別の教育支援計画を作成している県立高等学校の割合	39.7% (22年度)	100%	県立高等学校の中で、生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行うための個別の教育支援計画を作成している学校の割合
県立特別支援学校で職業に係るコース制を導入している学校数	2校	8校	知的障がい教育部門を設置している県立特別支援学校を中心に、職業に係るコース制を導入している学校数
暫定校舎の教室数	18教室	0教室	県立特別支援学校の暫定校舎にある教室数

施策 224 学校における防災教育・防災対策の推進

主担当部局 教育委員会

県民の皆さんとめざす姿

子どもたちが、災害対応能力を身につけるとともに、大規模地震や津波、風水害などの自然災害への対策が十分に行われた、安全で安心して学習できる環境が形成されています。

現状と課題

- 東海・東南海・南海地震等の大規模地震や津波、風水害などの自然災害から、子どもたちの命を守るため、防災教育・防災対策を一層充実させることが求められています。
- 学校は、子どもたちが一日の大半を過ごす活動の場であり、また、災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たすことから、大規模地震の発生に備え、安全で安心な施設づくりが求められています。

変革の視点

東日本大震災では、想定を超える津波の発生等により、これまでの学校の防災教育・防災対策の根本的な見直しが必要となりました。そのため、津波からの避難や地域との連携など防災教育を充実するとともに、学校が地域や関係機関等と連携して、的確な対策を迅速に推進します。

取組方向

- 大規模地震や津波、風水害などの自然災害に備え、子どもたちの命を守るため、発達段階に応じ、防災ノートの活用等による防災教育を推進するとともに、学校防災のリーダーとなる教職員を養成します。また、防災機器の整備など学校の防災機能を強化します。
- 大規模地震に備え、子どもたちの安全の確保に向けて、学校の建物に加え、非構造部材の耐震化などの防災対策を強化します。

平成27年度末での到達目標

東日本大震災で明らかとなった学校防災の課題をふまえた防災教育・防災対策が行われ、子どもたちが安全で安心して学習できる環境の中で学校生活をおくっています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
地域と連携した避難訓練等を実施している学校の割合	-	100%	自主防災組織や地域住民等と連携した避難訓練等を実施している学校の割合

主な取組内容（基本事業）

22401 防災教育の推進（主担当：教育委員会）

防災ノート等を活用した体験型防災学習により防災教育を充実するとともに、学校防災のリーダーとなる教職員の養成や防災機能の強化を進めます。

22402 防災対策の推進（主担当：教育委員会）

耐震性が確保されていない学校の建物の耐震化を実施するとともに、外壁、天井材などの非構造部材の耐震対策など防災対策を強化します。

県の活動指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
防災ノート等を活用した防災教育を実施している学校の割合	—	100%	公立小中学校および県立学校において、防災ノート等の学習教材を活用し防災教育を実施している学校の割合
学校防災のリーダーが中核となり防災に取り組んでいる学校の割合	—	100%	公立小中学校および県立学校において、学校防災のリーダーとなる教職員が中核となり、学校の防災教育、防災対策に取り組んでいる学校の割合
県立学校の非構造部材の耐震対策実施率	—	100%	県立学校の非構造部材の耐震点検結果に基づいて対策を講じた件数の割合

施策 241 学校スポーツと地域スポーツの推進

主担当部局 地域連携部スポーツ推進局

県民の皆さんとめざす姿

子どもたちが、学校や地域で主体的に運動やスポーツに取り組み、いきいきと活動しています。

県民の皆さんが、スポーツを「する」「みる」「支える」といったさまざまな関わりをとおして、健康で生きがいのある生活を営むとともに、人と人、地域と地域との絆づくりが進み、地域に活力が生まれています。

現状と課題

- 日常生活や遊びの中で体を動かす機会が減少し、子どもたちの体力が依然として低い状況にあることから、子どもたちが運動する機会を拡充するとともに、運動の楽しさや喜びを味わえる体育の授業づくりが必要です。
- 県民の皆さんがスポーツに気軽に取り組むことができるように、指導者の養成やスポーツをする機会の確保など、地域におけるスポーツの環境づくりを進める必要があります。
- 総合型地域スポーツクラブ²⁾ 5)の中には、指導者の不足や活動場所の確保に苦慮するなどの課題を抱えているクラブがあり、安定した運営に向けた支援が求められています。

変革の視点

平成 30 (2018) 年の全国高等学校総合体育大会や、平成 33 (2021) 年の国民体育大会ならびに全国障害者スポーツ大会など大規模大会の開催に向けて、さまざまな主体と共に、県民の皆さんのスポーツへの関心を高めていきます。

また、スポーツが経済の発展に寄与するなど、スポーツの多面的な効果も視野に入れ、さまざまな主体と連携・協働しながら地域スポーツを推進することによって、地域を活性化します。

取組方向

- 地域のスポーツ指導者を活用しながら、子どもたちが運動する機会を拡充することによって、子どもたちの体力の向上を図ります。
- 子どもたちが運動に親しもうとする意欲が向上するよう、仲間と関わり合いながら運動の楽しさや喜びを味わえる魅力ある体育をめざして、授業の工夫改善を一層推進します。
- 県民の皆さんが気軽にスポーツに親しむことができるよう、「みえ広域スポーツセンター²⁾ 6)」を中心に、総合型地域スポーツクラブへの適切な助言を行うとともに、地域のスポーツ指導者を育成し、総合型地域スポーツクラブをはじめとする地域スポーツの充実を図ります。
- スポーツを地域経済の発展等につなげる市町の取組を支援するとともに、県民の皆さんが広くスポーツを支える仕組みづくりを進めることにより、地域の活性化を図ります。

平成 27 年度末での到達目標

学校スポーツが充実することによって、子どもたちが運動に親しむ習慣を身につけ、体力が向上しています。

また、地域に総合型地域スポーツクラブが定着することによって、より多くの方がスポーツに取り組むようになっています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率	53.7%	60.0%	e-モニターを活用した調査において、1週間に1回以上、運動やスポーツ(ウォーキング、ランニング、水泳、テニス、バレーボールなど)を実施している県民(成人)の割合

主な取組内容 (基本事業)

24101 学校スポーツの充実 (主担当：教育委員会)
 運動の楽しさや喜びを味わえる魅力ある授業づくりを進めるとともに、子どもたちの運動する機会を拡充することによって、体力の向上を図ります。

24102 地域スポーツの活性化 (主担当：地域連携部スポーツ推進局)
 総合型地域スポーツクラブの定着を図ることによって、県民の誰もがスポーツに親しむことができる環境づくりを進めるとともに、スポーツを地域経済の発展等につなげる市町の取組を支援することによって、地域の活性化を図ります。

県の活動指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
新体力テストの総合評価が「A」・「B」・「C」の子どもたちの割合	71.9 %	80.0 %	新体力テストのテスト項目(握力、50m走など8テスト項目)について、それぞれの測定結果を得点に換算し、合計点の高い「A」から合計点の低い「E」までの5段階に判定される総合評価において「A」・「B」・「C」と判定される子どもたちの割合
総合型地域スポーツクラブの会員数	24,216 人 (22年度)	25,500 人	地域の人たちが主体的に運営する総合型地域スポーツクラブに会員登録している人の数

施策 2.4.2 競技スポーツの推進

主担当部局 地域連携部スポーツ推進局

県民の皆さんとめざす姿

オリンピックなどの国際大会や全国規模の大会における本県出身選手の活躍をとおして、県民の皆さんが、夢、感動、勇気を得るとともに、郷土を愛する意識や一体感が醸成されています。
ジュニア競技者が発掘・育成され、三重生まれ、三重育ちのアスリートが国内外の大会で活躍しています。

現状と課題

- 本県の競技スポーツ水準は、これまでに世界で活躍するトップアスリートを輩出している一方で、他県と比較して低位の状況にあると考えられます。
- 本県の競技スポーツ水準の向上を図るためには、県内のトップアスリートの強化、ジュニア競技者の発掘・育成や幅広い知識と高い技術力を有する指導者の確保・養成等が必要です。
- 県営スポーツ施設の多くが老朽化していること、また、県民の皆さんがプロスポーツを見て楽しむための環境が整っていないこと、さらに、国民体育大会等の開催が見込まれることから、施設の計画的な整備が求められています。

変革の視点

平成 33 (2021) 年の国民体育大会の開催に向けて、本県の競技スポーツ水準の向上を図るため、将来有望なジュニア選手を「チームみえジュニア」として育成するとともに、全国トップレベルの高校部活動を強化指定し、高校生アスリートの育成を進めます。

取組方向

- 本県の選手が国内外の大会で活躍できるよう、選手や競技団体の強化活動を支援するとともに、高校部活動の強化指定などにより、県内のトップアスリートの強化に取り組みます。
- 平成 33 (2021) 年の国民体育大会の開催に向けて、中長期的な展望に立ち、将来有望なジュニア選手を「チームみえジュニア」として育成するとともに、指導者の養成等に取り組みます。
- 大規模大会の開催や、県民の皆さんがスポーツを楽しむための場を提供するため、県営スポーツ施設等を整備するとともに、積極的な情報提供等により、利用の促進を図ります。

平成 27 年度末での到達目標

県内のトップアスリートの強化、将来を担うジュニア競技者の育成や指導者の確保・養成に取り組むことにより、選手の育成・強化が進んでいます。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
国民体育大会の男女総合成績	32 位	20 位台	国民体育大会における正式競技の参加得点(ブロック大会を含む)と冬季大会および本大会の競技得点の合計による都道府県ごとの男女総合順位

主な取組内容（基本事業）

24201 競技力の向上（主担当：地域連携部スポーツ推進局）
 県内のトップアスリートの強化やジュニア競技者の育成、指導者の養成に取り組み、本県の競技スポーツ水準の向上を図ります。

24202 スポーツ施設の充実（主担当：地域連携部スポーツ推進局）
 県民の皆さんがスポーツを楽しむための場であるとともに、大規模大会の開催にふさわしい県営スポーツ施設となるよう整備を進めます。

県の活動指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
全国大会の入賞数	101 件	121 件	国民体育大会、全国高等学校総合体育大会、全国中学校体育大会において、ベスト8以上に入った団体・個人の数
県営スポーツ施設年間利用者数	815,103 人 (22 年度)	854,000 人	スポーツ推進局が所管する県営スポーツ施設（県営鈴鹿スポーツガーデン、県営総合競技場、県営松阪野球場、県営ライフル射撃場）の年間利用者数の合計

未来を築く子どもの学力向上協創プロジェクト

主担当部局：教育委員会

県民の皆さんとともに取り組みます（プロジェクトの目標）

めざす姿と到達目標

子どもたちが、自らの夢の実現をめざし、主体的に学び、自信と意欲、高い志を持って輝く未来を切り拓いていく力とともに、他者との関わりの中で、共に支え合い、新しい社会を創造していく力を身につけています。

この実現に向け、4年後には、学校・家庭・地域が一体となって、県民総参加で子どもたちの学力向上を支援する取組が進められるとともに、各学校では、教職員の授業力の向上などにより継続的な授業改善が行われ、子どもたちがわかる喜びや学ぶ意義を実感して学習できる環境づくりが進んでいます。

▼ 「自立し、行動する」視点

保護者や地域住民をはじめとする県民の皆さんが、コミュニティ・スクール等の仕組みを通じて学校運営に参画するとともに、ボランティアとして学習支援を行うなど、学校の教育活動を支えます。

▼ 「みんなで取り組む」視点

家庭や地域などさまざまな主体と連携しながら、県民総参加で子どもたちを育む運動を展開することで、子どもたちの学習習慣や生活習慣を確立し、主体的な学びの向上を図ります。

学校での教育活動の成果や課題を家庭や地域に積極的に公開、発信するとともに、保護者や地域住民が学校教育に参画する取組を推進します。

プロジェクトの背景

- 子どもたちの学力低下が課題となっており、基礎学力の定着とともに、課題を解決する力、困難を乗り越える力、コミュニケーション力といった、変化の激しい時代を生き抜く力を育てていくことが求められています。
- 学力を育成するためには、教職員の授業力の向上を図るとともに、地域に開かれた学校づくりを進め、学校・家庭・地域が一体となって、県民総参加で教育に向き合うことが必要となっています。

プロジェクトの数値目標

目標項目	H23 (現状)	H24	H27
授業内容を理解している子どもたちの割合	81.2%	82.0%	85.0%

【目標項目の説明】

・県内の公立小学校5年生、中学校2年生、高等学校2年生で学校の授業内容が「よくわかる」「だいたいわかる」と回答した子どもたちの割合

プロジェクトの構成

実践取組 1

「県民総参加による学力の向上」
に挑戦します！

県民総参加で、子どもたちの学習習慣や生活習慣を確立する運動を展開するとともに、学校、家庭、地域などがそれぞれの役割を果たし、連携・協力して子どもたちの学力向上に向けた教育を推進します。

(1) 県民運動の展開

- ① 学校、家庭、地域などさまざまな主体が連携・協力し、学力向上に向けて県民運動を展開するなど、県民総参加で子どもたちの学習習慣や生活習慣の確立に取り組みます。

(2) 授業改善と学習意欲の向上

- ① 各市町教育委員会と連携して、全ての公立小中学校で全国学力・学習状況調査の実施・活用を促進し、授業改善を行うとともに、学校・家庭・地域が情報を共有し、子どもたちの学ぶ意欲を高める環境づくりを進めます。また、こうした取組を支援するため、教員の効果的な配置に取り組みます。

(3) 少人数教育の推進

- ① 各学校の課題や子どもたちの実態に応じたきめ細かで質の高い教育を実現するため、少人数教育を推進します。

(4) グローバル人材の育成

- ① 県立高等学校において、科学的な思考・判断力を重視した理数教育や英語によるコミュニケーション力の向上などに取り組む、特色ある学校づくりを進め、各分野でリーダーとして国際的視野を持って活躍できる人材を育成します。

実践取組 2

「地域に開かれた学校づくり」
に挑戦します！

コミュニティ・スクールなど、保護者や地域住民等が学校運営に参画する仕組みの導入による開かれた学校づくりを進めるとともに、地域が学校を支える取組を推進し、地域全体で子どもを守り育てる環境を創ります。

(1) 地域とともにある学校づくりの推進

- ① 各市町教育委員会と連携し、全ての公立小中学校にコミュニティ・スクールなど、開かれた学校運営の仕組みの導入を進め、地域とともによりよい学校づくりを進めます。
- ② 保護者や地域住民等による学校関係者評価を全ての県立学校に導入し、学校関係者の学校運営への参画を促すとともに、評価結果に基づく改善活動を支援します。

(2) 地域で支える教育活動の推進

- ① 地域の人材が、その知識・技能を活用して子どもたちの学習支援を行うなど、ボランティアとして学校の教育活動を支えます。

実践取組 3

「教職員の授業力向上」 に挑戦します！

子どもたちの学びを支えるため、教職員が相互に学び合う授業研究の文化を学校に定着させ、「わかる授業」、「魅力ある授業」づくりを進め、教職員一人ひとりの授業力の向上を図ります。

(1) 教職員の授業力向上に向けた研修の実施

- ① 経験年数や校種の異なる教職員の相互研さんによる、授業研究を中心とした研修を実施するとともに、各学校が自らの力で校内研修を活性化できるよう、校内研修を企画・運営する人材を育成し、学校総がかりでの取組を進めます。
- ② 教職員の学級経営や学級づくりの力を向上させるため、各学校で、中核となって取組を進める人材を養成します。

実践取組 4

「安心して学べる環境づくり」 に挑戦します！

全ての子どもたちが、学習意欲を持って安心して学べるよう、小中学校の一貫した相談体制等を構築するとともに、子どもが抱える課題を地域全体で解決するためのネットワークづくりを進めます。

(1) 学びを支える環境づくり

- ① 中学校区を単位として生徒指導上の課題に重点的に取り組む地域にスクールカウンセラーを配置し、小中学校間のスムーズな連携を進め、教育相談体制の充実・活性化を図り、安心し

て学べる環境づくりを進めます。

- ② いじめや不登校など、子どもたちを取り巻くさまざまな課題の解決や、その未然防止を図るため、学校と保護者、地域住民等が参画した「子ども支援ネットワーク」の構築を進めます。

プロジェクトの年次目標

実践取組 の目標	H23 (現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
実践取組1 子どもたちの学力や学習・生活の状況を客観的に把握し、教育指導の改善に生かしている公立小中学校の割合	—	70.0%	80.0%	90.0%	100%
実践取組2 地域住民等による学校支援に取り組んでいる市町数	—	8市町	15市町	22市町	29市町
実践取組3 研修内容を「自らの実践に活用できる」とする教職員の割合	85.0% (22年度)	91.0%	94.0%	97.0%	100%
実践取組4 1,000人あたりの不登校児童生徒数	11.8人 (22年度)	11.4人	11.2人	11.0人	10.8人

夢と感動のスポーツ推進協創プロジェクト

主担当部局：地域連携部スポーツ推進局

県民の皆さんとともに取り組みます（プロジェクトの目標）

めざす姿と到達目標

地域のスポーツ活動が活性化し、スポーツを通じて産業や観光の振興が図られるとともに、本県の選手がオリンピックやパラリンピックなどの国際大会や国民体育大会などで一層活躍し、県民の皆さんが、その姿に夢と感動、郷土の誇りを感じることで、地域の一体感が醸成され、活力に満ちた元気な三重となっています。

そのため、4年後には、スポーツを地域経済の発展等につなげる市町取組が推進され、また、次代を担うジュニア競技者の育成や、障がい者スポーツの充実などによって、県民の皆さんのスポーツへの関心が高まっています。

▼ 「自立し、行動する」視点

県民の皆さんや市町、関係機関、企業、団体などが、スポーツを「する」「みる」「支える」といった多様な形で主体的に関わることによって、健康で生きがいのある生活を実現しようとする意識が高まるとともに、明るく豊かで活力に満ちた活動に参画しています。

▼ 「みんなで取り組む」視点

県民の皆さんや市町、関係機関、企業、団体などの主体と互いに連携しながら、スポーツをとおした地域の活性化について検討を進めるとともに、スポーツに関わるボランティアの育成・活用などに取り組むことで、県民の皆さんが広くスポーツを応援する仕組みづくりを進めます。

プロジェクトの背景

- 平成 30（2018）年の全国高等学校総合体育大会、平成 33（2021）年の国民体育大会ならびに全国障害者スポーツ大会等の大規模大会を開催しようとする中、これらに向けた取組を契機として、スポーツを通じた地域の活性化を図るとともに、みえのスポーツを支える人づくりを進める必要があります。

プロジェクトの数値目標

目標項目	H23 (現状)	H24	H27
県内スポーツ大会・イベントの参加者数	161,914 人 (22 年度)	169,710 人	184,000 人

【目標項目の説明】

- ・ 県、市町が主体となって実施するスポーツ大会・スポーツイベントの参加者数

プロジェクトの構成

実践取組 1

「スポーツによる地域の活性化」
に挑戦します！

県、企業およびスポーツ関係者等からなる組織を設置し、スポーツをおとした地域の活性化について検討を進めるとともに、県内外から誘客が期待できるスポーツイベント等を支援し、地域の活性化を図ります。

(1) スポーツによる地域の活性化

- ① 「みえのスポーツ・まちづくり会議（仮称）」を設置し、スポーツを通じて地域を活性化させるとともに、県民の皆さんがスポーツを支える仕組みとしてスポーツボランティアの育成・活用や財源等の確保に向けた取組を進めます。
- ② スポーツ大会やイベント等を地域経済の活性化や観光振興につなげる「スポーツコミッション」の推進に向けた市町の取組を支援します。
また、スポーツ大会等におけるメディカルサポート（スポーツ医学に基づくケガ防止等の支援）の活用や、県内トップチームの選手によるスポーツ教室の開催などスポーツ地域活動の促進に取り組みます。

実践取組 2

「みえのスポーツを支える人づくり」
に挑戦します！

ジュニア競技者の育成を図るなど、未来のみえのスポーツを支える人づくりを進めるとともに、障がい者スポーツを推進し、県民の皆さんに夢と感動を与えます。

(1) みえのスポーツを支える人づくり

- ① 将来有望なジュニア選手を「チームみえジュニア」として育成するとともに、高校部活動を強化指定し、将来、国内外の大会で活躍できる選手の育成に取り組みます。

(2) 障がい者スポーツの推進

- ① 障がい者スポーツ団体を育成し、障がい者がスポーツに取り組む機会の充実と参加意欲の向上を図るとともに、パラリンピックなど国内外の大会で活躍する選手を育成できる環境づくりなどを進めます。

プロジェクトの年次目標

実践取組 の目標	H23 (現状)	年次計画				
		H24	H25	H26	H27	
実践取組 1	「スポーツボランティアバンク」登録人数	—	250人	400人	500人	600人
	スポーツによる地域経済の活性化に取り組む市町数(累計)	—	2市町	4市町	6市町	8市町
実践取組 2	強化指定する高校部活動数	—	6部	10部	15部	20部
	県障がい者スポーツ大会参加者数	1,373人	1,450人	1,500人	1,550人	1,600人